

田原本町放課後児童健全育成施設指定管理者募集要領

この要領は、田原本町放課後児童健全育成施設（以下、「学童保育所」という。）指定管理者業務の当該施設に係る指定管理者を田原本町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき、次のとおり募集します。

1. 本業務の目的

本業務は、田原本町における放課後児童健全育成事業を効率的・効果的かつ安定的に行うため、質の高い放課後児童健全育成事業の運営・管理を継続的に行うことができる事業者を広く公募するものです。

2. 本業務の概要

- (1) 業 務 名 田原本町学童保育所指定管理者業務
- (2) 業 務 内 容 ①学童保育所の運営に関する業務
②学童保育所の施設及び設備等の維持管理(大規模な改修に係るものを除く)に関する業務
※業務の範囲の詳細については、別に定める仕様書のとおり
- (3) 指 定 期 間 令和9年4月1日から令和12年3月31日
- (4) 上 限 額 362,673,000円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- ①管理運営に要する費用は、町が支払う指定管理料によって賄う。
- ②指定管理料の額は、指定管理者が提出した事業計画書、収支予算書を基本として、予算の範囲内において年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに協定で定める。
- ③令和9年度から令和11年度までの各年度における指定管理料の上限額については、次のとおりとする。

(単位：円)

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
基本分	62,292,000	63,049,000	69,675,000	195,016,000
加算分	50,503,000	56,250,000	53,576,000	160,329,000
成果報酬	2,299,000	2,368,000	2,661,000	7,328,000
計	115,094,000	121,667,000	125,912,000	362,673,000

※金額算定には令和8年度子ども子育て支援交付金交付要綱を基準として、基準額の伸び率を勘案して算出。(参考：別添資料①)

※「基本分」については精算をしない。

※「加算分」の内訳（令和9年度）

・障がい児受入推進	12,112,000円
・処遇改善（支援員キャリアアップ）	7,828,000円
・処遇改善（地域・学校との連絡調整）	22,464,000円
・処遇改善（月額9,000円相当賃金改善）	4,532,000円
・長期休業支援（1教室当たり）	1,468,000円
・各学童保育所の待機児童の移送業務	631,000円

※「加算分」の内訳（令和10年度）

・障がい児受入推進	12,476,000円
・処遇改善（支援員キャリアアップ）	8,062,000円
・処遇改善（地域・学校との連絡調整）	23,138,000円
・処遇改善（月額9,000円相当賃金改善）	4,667,000円
・支援単位の増設	5,745,000円
・長期休業支援（1教室当たり）	1,512,000円
・各学童保育所の待機児童の移送業務	650,000円

※「加算分」の内訳（令和11年度）

・障がい児受入推進	12,850,000円
・処遇改善（支援員キャリアアップ）	8,304,000円
・処遇改善（地域・学校との連絡調整）	23,832,000円
・処遇改善（月額9,000円相当賃金改善）	4,807,000円
・長期休業支援（1教室当たり）	1,557,000円
・各学童保育所の待機児童の移送業務	669,000円

※「加算分」の指定管理料は、内訳の項目ごとに精算を行う（実績額が少ない場合は町に返還すること）。また、加算分については、子ども子育て支援交付金交付要綱の基準額が増額となっても、上記算定額が上限となります。

この他、長期休業支援については基本的に1教室は実施する調整ができており、年度当初の時点で2教室目実施の調整ができていない場合は1教室分を支払うものとする。ただし、2教室目実施の調整が、年度当初にできている場合は2教室分を支払うものとし、年度途中で調整できた場合は、年度末に1教室分を追加で支払うものとする。

※指定管理料の支払いは、1年度を前期（4月～9月）と後期（10月～3月）に分け、当該年度の2分の1の金額を、4月と10月に支払う。

※令和9年度または令和10年度において、待機児童の解消のため、通年の支援単位を増設する可能性があり、町が増設の方針を決定した際はその運用について応じること。なお、その運用経費等については、町と協議して決定するものとする。

【成果報酬（インセンティブ）について】

指定管理者が当該年度において「待機児童発生数0名」を達成し、町がその実績を認めた場合、当該年度の「基本分」、に成果報酬を上乗せして支払うものとする。

① 成果報酬の算定は、年度終了後に確定した実績に基づき行う。

② 成果報酬（令和９年度）

- ・一年を通して待機児童発生数が０の場合

２，２９９，０００円

成果報酬（令和１０年度）

- ・一年を通して待機児童発生数が０の場合

２，３６８，０００円

成果報酬（令和１１年度）

- ・一年を通して待機児童発生数が０の場合

２，６６１，０００円

- ③ 原則、条件達成の成否については、実績に基づき年度末に町で判断するが、指定管理者の責めに帰すべき事由以外の事由により未達成となった場合は、協議の上判断するものとする。

※待機児童とは、小学校に就学している児童であって、保護者の就労等により放課後等に家庭で適切な育成支援を受けることが困難であり、学童保育所の利用申請を行っているにもかかわらず、定員その他受入れ体制の都合により利用できない児童をいう。ただし、利用申請を行った当該月の間に上記要件を満たさなくなった児童、他の学童保育所等の利用が決定した児童及び利用可能な学童保育所があるにもかかわらず保護者の都合により特定の学童保育所のみを希望している児童は除く。

３．申請資格

本業務への申請資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている者又は会社更生法に基づく更生手続開始決定がなされている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員であるもの又は自然人で使用人のうちに暴力団員であるものをいう。）でないこと。
- (4) 暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税（法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税、個人の場合は、申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税）、主たる事務所の所在地の市区町村税及び町税（介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含む。田原本町が課税するものに限る。）を滞

納していないこと。

- (6) 田原本町工事等契約に係る入札等参加停止措置要領（平成25年8月田原本町告示第43号）第3条第1項の規定に基づく入札等参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 田原本町政治倫理条例（平成11年12月田原本町条例第25号）第4条第1項に該当する者でないこと。
- (8) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (9) 学童保育所の運営管理またはこれに類似する業務に関して、過去5年間のうち1年以上運営実績を有していること。

4. 日程

この本業務に関する主な日程は、次のとおり。

募集要領の公表	令和8年 8月10日（月）
現場確認申請受付開始	令和8年 8月10日（月）
現場確認申請申込〆切	令和8年 8月17日（月）
現場確認（申請者別に調整）	令和8年 8月24日（月）～27日（木）
質問の受付開始	令和8年 8月28日（金）
質問の受付〆切	令和8年 9月 3日（木）
質問の回答	令和8年 9月10日（木）
提出書類の受付開始	令和8年 9月11日（金）
提出書類の受付〆切	令和8年 9月17日（木）
第1次審査（書類審査）	令和8年 9月 下旬（予定）
第1次審査結果通知	令和8年10月 上旬（予定）
第2次審査（プレゼンテーション）	令和8年10月 中旬（予定）
第2次審査結果通知	令和8年10月 下旬（予定）
指定管理者の指定の議案提出	令和8年12月 上旬（予定）
協定書締結	令和8年12月 下旬（予定）

なお、第1次審査を行わない場合は、以降の日程を繰り上げる場合がある。

5. 参加申込の方法

本業務への参加を希望する者は、田原本町ホームページから必要書類等をダウンロードし、次のとおり必要書類等を提出すること。

(1) 提出期間

令和8年9月11日（金）から令和8年9月17日（木）

ただし、持参の場合は土日を除く。

(2) 提出時間

午前9時から午後4時30分

(3) 提出場所

田原本町役場 住民福祉部こども未来課総合相談係

(4) 提出方法

持参、郵便又は信書便による。(郵便又は信書便については、期限内必着)

(5) 提出書類

ア. 指定管理者指定申請書(様式第1号)

イ. 事業計画書(様式第2号)

(令和9年度から令和11年度までの3年度分)

なお、事業計画書に記載する計画内容(仕様書に定める業務内容に加えて提案する独自提案を含む。)は、全て上限額の範囲内で実施可能なものとする。上限額を超える追加費用を前提とした計画は認めない。

ウ. 収支予算書(様式第3号)

(令和9年度から令和11年度までの3年度分)

エ. 法人等の定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し)[登記事項証明書及び住民票の写しは、申請日の3ヶ月以内に交付されたもの]

オ. 法人等の申請の日に属する直近の事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに類するもの

カ. 法人等の現事業年度の事業計画が確認できるもの、収支が確認できるもの、その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類(すべて任意様式)

キ. 法人税、消費税及び地方消費税についての納税証明書(国税:様式その3の3)

発行日から3ヶ月以内のものに限る。

ク. 主たる事務所の所在地の市区町村税についての滞納がない旨の証明書

発行日から3ヶ月以内のものに限る。

ケ. 誓約書(様式第4号)

コ. 過去の運営実績がわかる契約書、仕様書等の書類

(6) 提出部数

正本1部、副本1部及び電子データ(CD-R等)

副本及びデータについては、全ての書類において参加事業者を特定できる情報(会社名、代表者氏名、住所等)を削除又は黒塗りをして提出すること。また、副本については、町において複写する場合があるため、製本しないこと。

※提出書類については、正本に原本を添付し、副本にはその写しの添付で可とする。

(7) 申請資格の有無の確認結果の通知

申請書の受付後、前記3の申請資格の有無を確認し、確認結果を文書により通知する。

6. 現場の確認

(1) 確認日は、令和8年8月24日(月)から8月27日(木)の中から、申請者別に調整する。(1申請者あたり半日程度を想定)

(2) 確認場所は、5か所の学童保育所とする。

指定する日時に、田原本町役場に車で来庁すること。町職員が別の車両で先導する。

当日の質問には、原則として回答しない。後日設定する質問受付の期間に電子メールにより提出すること。

(3) 申し込みは、令和8年8月17日（月）午後4時30分までに、電子メールにて田原本町こども未来課へ別紙「現場確認申請書」（様式第5号）を提出すること。提出にあたっては、必ず担当まで電話連絡をすること。

(4) 参加人数は、1申請者3名までとする。

7. 質問の受付及び回答

本業務に係る仕様書等の内容に質問が生じた場合は、次のとおり質問書（様式第6号）を提出すること。ただし、質問の回数は、1申請者につき1回までとする。

(1) 受付期間

令和8年8月28日（金）から令和8年9月3日（木）午後4時30分

ただし、土日の閉庁日を除く。（受付期間内必着）

(2) 提出方法

下記13. 問合せ先に電子メールにて質問書を提出し、質問書の提出後、必ず電話にてメールが届いているか確認を行うこと。なお、電話や来庁による質問等、規定の方法以外の方法による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

質問があった場合は、令和8年9月10日（木）に町ホームページにて回答を掲載する。

(4) その他

意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なもの等については回答しない。また、受付期間に遅れたものは回答しない。

8. 選定方法

(1) 指定管理候補者及び次点者の選定

指定管理候補者及び次点者の選定は、第1次審査及び第2次審査により行うものとし、選定に係る審査は、田原本町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(2) 選定方法

① 第1次審査（書類審査）

選定委員会が、下記(4)に定める評価基準に基づき提出書類等を審査して評価を行い、評価点（102点満点）の合計が高い順に3者を第2次審査の対象者として選定する。ただし、申請書を提出した者が3者以下の場合は、第1次審査を省略することがある。

② 第2次審査（プレゼンテーション）

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した事業計画書に基づきプレゼンテーションを行う。

選定委員会は、下記(4)に定める評価基準に基づきこれを審査して評価を行い、指定

管理候補者 1 者及び次点者 1 者を選定する。ただし、申請書を提出した者が 1 者以下の場合は、指定管理候補者 1 者のみを選定する。

指定管理候補者の選定にあたっては、各選定委員から最も高い評価点（102 点満点）を最も多く得た者を指定管理候補者とする。各選定委員から最も高い評価点を最も多く得た者が複数あった場合は、その中で全選定委員の評価点の合計点が最も高い者を指定管理候補者とする。さらに全選定委員の評価点の合計点が最も高い者が複数あった場合は、その中から選定委員の多数決により指定管理候補者を選定する。それでも同数となった場合は、委員長の決するところによる。

(3) 審査結果の通知及び公表

第 1 次審査及び第 2 次審査の実施後、各審査対象者に対して文書により結果を通知する。また、町ホームページにおいて全審査対象者の名称及び評価点数を公表する。なお、選定結果に関する問い合わせは受け付けない。

(4) 評価基準

各審査の評価項目、評価事項及び評価点は、下記のとおりとする。なお、第 1 次審査の評価点は、第 2 次審査には引き継がれない。

各選定委員の総評価点の平均が最低基準点（60 点）に満たない場合は、指定管理候補者及び次点者を選定しない。

評価項目及び配点（第 1 次・第 2 次審査共通）

評価項目		評価事項	配点
1	事業計画の内容	事業計画の確実性と実現性が担保され、当該施設の目的を理解した提案となっているか。	10
2	管理運営能力	職員の配置計画が適切で、良好な勤務形態が期待できるか。職員研修が十分に確保されているか。また、指定管理者の実績や財務状況など必要な管理運営能力が期待できるか。	30
3	保育サービス	保育サービスの向上、利用促進に意欲的に取り組む姿勢があるか。利用者からの苦情・意見に対し、適切な方策がなされているか。待機児童の解消に向けた具体的な取り組みが提示されているか。	30
4	施設の安全管理	安全管理についての未然防止策や対処方法が十分に計画されているか。また、緊急時の体制及び対策は適切に計画されているか。	20
5	指定管理者の責務	守秘義務に対する方針及びチェック体制や法制遵守に対する考え方及び適切な方策がとられているか。	10
6	社会的な価値の勘案	別紙「審査における社会的な価値の勘案基準」に規定した項目のいずれかに該当しているか	2
合 計 （共通項目との計）			102

9. 第2次審査（プレゼンテーション）

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した事業計画書に基づき、次のとおりプレゼンテーションを行う。

(1) 日時

令和8年10月中旬（予定）

詳細については、第2次審査対象者に別途通知する。

なお、遅刻の場合は残り時間でプレゼンテーションを行い、欠席した場合は参加申込みを辞退したものとみなす。

(2) 場所

田原本町役場本庁舎（奈良県磯城郡田原本町890番地の1）

(3) プレゼンテーション実施者

第2次審査対象者1者につき3名以内とする。なお、プレゼンテーションは、統括管理者など本業務に直接携わる者が少なくとも1名以上参加し実施すること。

(4) 実施時間

プレゼンテーション 20分程度

質疑応答 10分程度

(5) その他

- ① プレゼンテーションにおける提案は、あらかじめ提出した事業計画書の記載内容と同一とし、追加の提案や追加資料等の配布は不可とする。

※事業計画書内に記載されていない新しい提案を行わないこと。

- ② 公正な審査を行うため、事業者を特定できる情報（会社名等）を伏せてプレゼンテーションを行うこと。

- ③ プレゼンテーションは対面またはオンライン形式のいずれも可とする。

（対面形式の場合）

プロジェクター、スクリーン、パソコン等の機材を使用したプレゼンテーションも可とするが、必要機材については、あらかじめ連絡の上、第2次審査対象者において用意すること。

（オンライン形式の場合）

Zoomを利用した説明も可とする。この場合、安定した通信環境の確保および事前の接続テストへの対応については、第2次審査対象者の責任において行うこと。

- ④ プレゼンテーションは、非公開で行う。

10. 申請者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該申請者を失格とする。失格となった申請者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該申請者の審査結果を無効とする。

- (1) 前記3の申請資格を満たさなくなったとき。

- (2) 故意又は過失により提出書類に審査結果に影響を及ぼすような虚偽の記載があったとき。
- (3) 書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。
- (4) 見積額が上限額を超えるとき。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったときその他指定管理候補者として不適格と認められるとき。

1 1. 選定から協定締結までに關する事項

(1) 選定後の流れについて

指定候補者の選定後、地方自治法の規定に基づき、町議会に指定候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決を受ける。ただし、町議会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適當と認められる事情が生じたときは、指定しない。

なお、町議会の議決が得られなかった場合は、指定管理者として指定できない。また、指定候補者が応募に関して支出した費用等について、町は一切補償しない。

(2) 協定の締結

町議会の議決を経て、指定管理者が決定された後、令和8年12月中旬に指定の通知をする。指定管理者業務の実施に關する包括的な事項を定めた基本協定書及び各年度毎の実施事項等を定めた年度協定書を締結する。協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と町が協議のうえ、定めることとする。

また、指定管理者が協定の締結までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、指定を取り消す場合がある。

- ア. 指定管理者が募集要領に掲げる申請の資格に該当しなくなったとき
- イ. 指定管理者の社会的信頼が著しく害される事態が発生したとき
- ウ. 指定管理者の経営状況が悪化したとき
- エ. 指定管理者が正当な理由もなく協定の締結に応じないとき
- オ. 指定管理者が法令又は協定の規定に違反したとき

1 2. その他

- (1) 本業務への参加に要する費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 申請者から提出された書類等の修正、差し替え等は、本町から求める場合を除き一切認めない。
- (3) 同一の申請者からの複数の事業計画書等の提出は、受け付けない。
- (4) 申請者から提出された書類等は、返却しない。
- (5) 申請者から提出された書類等の著作権は申請者に帰属するが、本業務の実施及び選定結果の公表等に必要な範囲内において、町は無償で当該著作権を使用できるものとし、申請者は、町に対して当該著作物に係る著作権人格権を行使しないものとする。
- (6) 本業務に關して情報公開請求等があった場合、田原本町情報公開条例（平成11年1

2月田原本町条例第22号)に基づき、申請者から提出された書類等を開示することがある。

(7) 本業務への参加を辞退する場合は、遅滞なく辞退届(様式第7号)を提出すること。

13. 問合せ先(業務担当課)

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890番地の1

田原本町 住民福祉部こども未来課総合相談係 担当:池田、中西

電話番号:0744-33-9095(直通)

FAX 番号:0744-32-2977(代表)

e m a i l : k o d o m o m i r a i @ t o w n . t a w a r a m o t o . n a r a . j p

本庁舎開庁時間:午前9時から午後4時30分(土・日曜日、祝日を除く)